

株式会社精和工業所 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和17年3月31日までの10年間
2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

但し、本人の希望により育児休業を取得しない場合は除く。

男性社員・・・取得率を100%以上にする事

女性社員・・・取得率を100%以上にする事

＜対策＞

- 令和7年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（業務効率化、複数担当制、多能工化等）を実施。
個別の意見聴取・・・配慮による両立サポート。

目標2：令和17年3月までに、従業員全員の平均法定時間外労働時間を1人当たり月10時間以下とする。

＜対策＞

- 令和7年 4月～ 毎月、平均法定時間外労働時間を集計し、社内で公表。
10時間を超過した場合には原因を各部毎に分析し、改善策を講じる。（但し、急激な生産増加の場合は除く。）